（法人税法の一部改正）

**第二条**　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「前九年内事業年度について」を「前九年内事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に」に、「確定申告書を提出している」を「書類を添付している」に改め、同条第五項中「について」を「の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に」に、「記載した確定申告書を提出し、かつ、その後において」を「記載した書類を添付し、かつ、当該事業年度後の各事業年度について」に、「の確定申告書を提出し、かつ、その後において」を「の確定申告書を提出し、かつ、当該合併等事業年度後の各事業年度について」に改める。

第五十九条第二項中「所得の金額を」を「所得の金額（第三号に掲げる場合に該当しない場合で、かつ、当該内国法人が当該適用年度終了の時において第五十七条第十一項各号に掲げる法人に該当しない場合において、同条第一項及び前条第一項、この項並びに第六十二条の五第五項の規定を適用しないものとして計算した場合における当該適用年度の所得の金額が当該合計額を超えるときは、その超える部分の金額の百分の二十に相当する金額を控除した金額）を」に改める。

第八十一条の九第二項第一号中「記載した確定申告書」を「記載した書類の添付がある確定申告書、修正申告書又は更正請求書」に改め、同条第五項第一号及び第二号中「のうち第五十七条第六項」を「で第五十七条第六項」に、「みなされて」を「みなされたもののうち、同項の規定により」に改め、「算入された金額」の下に「及び同条第五項の規定によりないものとされた金額」を加える。

（相続税法の一部改正）

**第三条**　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二号を次のように改める。

二　相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であつて、当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの

イ　日本国籍を有する個人（当該個人又は当該相続若しくは遺贈に係る被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）が当該相続又は遺贈に係る相続の開始前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがある場合に限る。）

ロ　日本国籍を有しない個人（当該相続又は遺贈に係る被相続人が当該相続又は遺贈に係る相続開始の時においてこの法律の施行地に住所を有していた場合に限る。）

第一条の四第二号を次のように改める。

二　贈与により財産を取得した次に掲げる者であつて、当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの

イ　日本国籍を有する個人（当該個人又は当該贈与をした者が当該贈与前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがある場合に限る。）

ロ　日本国籍を有しない個人（当該贈与をした者が当該贈与の時においてこの法律の施行地に住所を有していた場合に限る。）

第十五条第一項中「すべて」を「全て」に、「五千万円と千万円」を「三千万円と六百万円」に、「得た」を「算出した」に改める。

第十六条中「すべて」を「全て」に、「控除した金額」を「控除した残額」に改め、同条の表を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 千万円以下の金額 | 百分の十 |
| 千万円を超え三千万円以下の金額 | 百分の十五 |
| 三千万円を超え五千万円以下の金額 | 百分の二十 |
| 五千万円を超え一億円以下の金額 | 百分の三十 |
| 一億円を超え二億円以下の金額 | 百分の四十 |
| 二億円を超え三億円以下の金額 | 百分の四十五 |
| 三億円を超え六億円以下の金額 | 百分の五十 |
| 六億円を超える金額 | 百分の五十五 |

第十九条の三第一項中「六万円」を「十万円」に改める。

第十九条の四第一項中「六万円」を「十万円」に、「十二万円」を「二十万円」に改める。

第二十一条の四の見出し中「特別障害者」を「特定障害者」に改め、同条第一項中「第十九条の四第二項」を「特定障害者（第十九条の四第二項に、「。以下この条」を「。以下この項」に改め、「特別障害者」という。）」の下に「及び第十九条の四第二項に規定する障害者（特別障害者を除く。）のうち精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者その他の精神に障害がある者として政令で定めるもの（第一条の四第二号又は第三号の規定に該当する者を除く。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「あるもの（以下この条」を「あるもの（第三項」に、「当該特別障害者」を「当該特定障害者」に、「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に、「当該信託契約」を「当該特定障害者扶養信託契約」に改め、「六千万円」の下に「（特定障害者のうち特別障害者以外の者にあつては、三千万円）」を加え、同条第二項中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に、「特別障害者を」を「特定障害者を」に、「特別障害者の死亡後六月を経過する日」を「特定障害者の死亡の日」に改め、同条第三項中「当該申告書」を「当該障害者非課税信託申告書」に、「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に改め、同条第四項中「当該申告書」を「当該障害者非課税信託申告書」に改める。

第二十一条の七の表を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 二百万円以下の金額 | 百分の十 |
| 二百万円を超え三百万円以下の金額 | 百分の十五 |
| 三百万円を超え四百万円以下の金額 | 百分の二十 |
| 四百万円を超え六百万円以下の金額 | 百分の三十 |
| 六百万円を超え千万円以下の金額 | 百分の四十 |
| 千万円を超え千五百万円以下の金額 | 百分の四十五 |
| 千五百万円を超え三千万円以下の金額 | 百分の五十 |
| 三千万円を超える金額 | 百分の五十五 |

第二十一条の八中「前条」を「前条又は第二十一条の十三」に、「控除した金額」を「控除した残額」に改め、同条ただし書中「同条」を「これら」に改める。

第二十一条の九第一項及び第四項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

**第四条**　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 一　学校法人（私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校の規定により設立された法人を含む。）の私立学校法 | 一　校舎、寄宿舎、図書館その他保育又は教育上直接必要な附属建物（以下「校舎等」という。）の所有権（貸借権を含む。以下同じ。）の取得（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。） | 第三欄の第一号から第三号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。 |
| | 二　校舎等の敷地、運動場、実習用地その他の直接に保育又は教育の用に供する土地の権利（土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）の取得登記 | |
| | 三　自己の設置運営する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項（保育所）に規定する保育所（以下「保育所」という。）の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記 | |